



発行 新潟県

第 21 号

平成29年3月17日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

規 則

7 新潟県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（経営普及課）

告 示

- 274 家畜検査の実施（畜産課）
- 275 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 276 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 277 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 278 県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）
- 279 県営土地改良事業の工事完了（農村環境課）
- 280 公共測量の終了通知（監理課）
- 281 道路の区域変更（道路管理課）
- 282 道路の供用開始（道路管理課）
- 283 道路の区域変更（道路管理課）
- 284 道路の供用開始（道路管理課）
- 285 道路の区域変更（道路管理課）
- 286 道路の供用開始（道路管理課）
- 287 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 288 県営住宅の家賃算定に係る利便性係数の変更（建築住宅課）
- 289 建築基準法による道路位置の指定（建築住宅課）

公 告

争議行為を行う旨の通知（労政雇用課）

選挙管理委員会告示

6 個人演説会等を開催することのできる施設の指定報告（選挙管理委員会）

公安委員会規則

5 新潟県警察組織規則の一部を改正する規則（警務課）



新潟県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月17日

新潟県知事 米 山 隆 一

新潟県規則第7号

新潟県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

新潟県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成15年新潟県規則第94号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 県は、林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第42号。以下「法」という。）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号。以下「林業経営基盤強化暫定措置法」という。）、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号。以下「林業労働力確保促進法」という。）、<u>木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号。以下「木安法」という。）</u>、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号。以下「農林漁業バイオ燃料法」という。）、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「公共建築物木材利用促進法」という。）及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。以下「6次産業化法」という。）の定めるところにより林業・木材産業改善資金（当該資金の貸付けの業務を行う融資機関に対する当該業務に必要な資金（以下「県貸付金」という。）を含む。）の貸付けの事業を行うものとし、その貸付けについては、法、林業・木材産業改善資金助成法施行令（昭和51年政令第131号。以下「政令」という。）、林業・木材産業改善資金助成法施行規則（平成15年農林水産省令第55号）、山村振興法、山村振興法施行令（昭和40年政令第331号）、林業経営基盤強化暫定措置法、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令（昭和54年政令第205号）、林業労働力確保促進法、林業労働力の確保の促進に関する法律施行令（平成8年政令第153号）、<u>木安法、木材の安定供給の確保に関する特別措置法施行令（平成8年政令第310号）</u>、農商工等連携促進法、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行令（平成20年政令第234号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条第2項第2号イの農業者等</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 県は、林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第42号。以下「法」という。）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号。以下「林業経営基盤強化暫定措置法」という。）、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号。以下「林業労働力確保促進法」という。）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号。以下「農林漁業バイオ燃料法」という。）、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「公共建築物木材利用促進法」という。）及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。以下「6次産業化法」という。）の定めるところにより林業・木材産業改善資金（当該資金の貸付けの業務を行う融資機関に対する当該業務に必要な資金（以下「県貸付金」という。）を含む。）の貸付けの事業を行うものとし、その貸付けについては、法、林業・木材産業改善資金助成法施行令（昭和51年政令第131号。以下「政令」という。）、林業・木材産業改善資金助成法施行規則（平成15年農林水産省令第55号）、山村振興法、山村振興法施行令（昭和40年政令第331号）、林業経営基盤強化暫定措置法、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令（昭和54年政令第205号）、林業労働力確保促進法、林業労働力の確保の促進に関する法律施行令（平成8年政令第153号）、農商工等連携促進法、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行令（平成20年政令第234号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条第2項第2号イの農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める省令（平成20年農林水産省令第48号）、農林漁業バイオ燃料法、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進</p>

が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める省令（平成20年農林水産省令第48号）、農林漁業バイオ燃料法、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行令（平成20年政令第296号）、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行規則（平成20年農林水産省・経済産業省・環境省令第1号）、公共建築物木材利用促進法、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令（平成22年政令第203号）、6次産業化法、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令（平成23年政令第15号）及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行規則（平成23年農林水産省令第7号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

に関する法律施行令（平成20年政令第296号）、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行規則（平成20年農林水産省・経済産業省・環境省令第1号）、公共建築物木材利用促進法、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令（平成22年政令第203号）、6次産業化法、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令（平成23年政令第15号）及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行規則（平成23年農林水産省令第7号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

告 示

◎新潟県告示第274号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、家畜の検査を次のとおり実施する。

平成29年3月17日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 実施の目的

牛のブルセラ病の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- (1) 前年度までに当県で未検査の牛で、搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛
- (2) 種付の用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛
- (3) 家畜保健衛生所長が必要と認める牛

4 実施の期日

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

5 検査の方法

- (1) 臨床検査
- (2) 急速凝集反応法又はエライザ法

1 実施の目的

牛の結核病の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- (1) 前年度までに当県で未検査の牛で、搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛
- (2) 種付の用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛
- (3) 家畜保健衛生所長が必要と認める牛

4 実施の期日

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

5 検査の方法

- (1) 臨床検査
 - (2) ツベルクリン皮内反応法
-

1 実施の目的

牛のヨーネ病の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- (1) 前年度までに当県で未検査の6か月齢以上の県外導入牛で、搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛
- (2) 前年度までに当県で未検査の6か月齢以上の県外導入牛で、繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛
- (3) 種付の用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛
- (4) 家畜保健衛生所長が必要と認める牛

4 実施の期日

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

5 検査の方法

- (1) 臨床検査
 - (2) スクリーニング法、リアルタイムPCR法又はヨーニン反応
-

1 実施の目的

牛のピロプラズマ病の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- (1) 放牧牛
- (2) 家畜保健衛生所長が必要と認める牛

4 実施の期日

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

5 検査の方法

- (1) 臨床検査
 - (2) 血液検査
-

1 実施の目的

牛の伝達性海綿状脳症の発生の状況及び動向を把握するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

月齢又は推定月齢が満48月以上で死亡した牛の死体

4 実施の期日

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

5 検査の方法

エライザ法

- 1 実施の目的
馬伝染性貧血の発生を予防するため
 - 2 実施する区域
県内一円
 - 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
以下の項目の馬のうち家畜保健衛生所長が必要と認める馬
 - (1) 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌馬
 - (2) 種付の用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬
 - (3) 前二項目の馬と同一施設内で飼育している馬
 - (4) 競馬法（昭和23年法律第158号）による競馬に出場する馬
 - (5) その他農林水産大臣又は都道府県知事の指定する馬
 - 4 実施の期日
平成29年 4月 1日から平成30年 3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日
 - 5 検査の方法
 - (1) 臨床検査
 - (2) 寒天ゲル内沈降反応法
-

- 1 実施の目的
豚コレラの発生を予防するため
 - 2 実施する区域
県内一円
 - 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
家畜保健衛生所長が必要と認める豚
 - 4 実施の期日
平成29年 4月 1日から平成30年 3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日
 - 5 検査の方法
 - (1) 臨床検査
 - (2) エライザ法
-

- 1 実施の目的
豚のオーエスキー病の発生を予防するため
 - 2 実施する区域
県内一円
 - 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
家畜保健衛生所長が必要と認める豚
 - 4 実施の期日
平成29年 4月 1日から平成30年 3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日
 - 5 検査の方法
 - (1) 臨床検査
 - (2) ラテックス凝集反応法
-

- 1 実施の目的
鶏の家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）の発生を予防するため
 - 2 実施する区域
県内一円
 - 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
種鶏場で飼養されている9週齢以上の鶏のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める鶏
 - 4 実施の期日
-

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

5 検査の方法

- (1) 臨床検査
 - (2) 急速凝集反応法
-

1 実施の目的

蜜蜂の腐蝕病の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認める蜂群

4 実施の期日

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

5 検査の方法

- (1) 肉眼的検査
 - (2) 脱脂乳による試験
 - (3) 細菌学的検査
-

1 実施の目的

牛のアカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生を予察するため

2 実施する区域

家畜保健衛生所長が指定する区域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

未越夏（概ね前年11月から本年4月までに生まれたもの）又は抗体陰性の牛のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める牛

4 実施の期日

平成29年6月1日から平成29年11月30日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

5 検査の方法

- (1) 臨床検査
 - (2) 中和試験
-

1 実施の目的

家きんの高病原性及び低病原性鳥インフルエンザの発生を予察するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認める家きん

4 実施の期日

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

5 検査の方法

- (1) 臨床検査
 - (2) エライザ法
 - (3) その他必要な検査
-

◎新潟県告示第275号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、胎内市の一部を受益地域とする県営須巻地区

区画整理（農地環境整備）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年3月17日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間
平成29年3月21日から平成29年4月17日まで

3 縦覧に供する場所
胎内市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第276号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、小千谷市の一部を受益地域とする県営若柘地区区画整理（農地環境整備）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年3月17日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間
平成29年3月21日から平成29年4月17日まで

3 縦覧に供する場所
小千谷市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年

を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第277号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、上越市の一部を受益地域とする県営柿谷地区農用地保全施設整備（ため池等整備「地震対策ため池防災」）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年3月17日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成29年3月21日から平成29年4月17日まで

3 縦覧に供する場所

上越市役所本庁舎及び上越市吉川区総合事務所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第278号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、新潟市の一部を受益地域とする県営両新地区区画整理（ほ場整備「担い手育成型」）事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年3月17日

新潟県新潟地域振興局長

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成29年3月21日から平成29年4月17日まで

3 縦覧に供する場所

新潟市秋葉区役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる

場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第279号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

平成29年3月17日

新潟県知事 米山 隆一

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
湯川内地区	区画整理(農地環境整備)事業	糸魚川市	平成27年12月21日

◎新潟県告示第280号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局湯沢砂防事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成29年3月17日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 作業種類 公共測量(地形測量)
- 2 作業期間 平成28年8月19日から平成29年2月24日まで
- 3 作業地域 南魚沼市蛭窪、長崎
南魚沼郡湯沢町土樽
中魚沼郡津南町大赤沢

◎新潟県告示第281号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年3月17日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 菖蒲高原線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長
上越市大島区菖蒲字榊窪3922番1から	新	7.9~23.3メートル	213.4メートル
同市大島区菖蒲字榊窪3903番10まで	旧	7.9~23.3メートル	214.3メートル

◎新潟県告示第282号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年 3月17日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 路線名 県道 菖蒲高原線
- 2 供用開始の区間
上越市大島区菖蒲字榊窪3922番1から同市大島区菖蒲字榊窪3903番10まで
- 3 供用開始の期日 平成29年 3月17日

◎新潟県告示第283号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年 3月17日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上町屋釜沢糸魚川線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
糸魚川市大字上野字十二沢1088番4から	新	4.7～18.9メートル	215.3メートル
同市大字上野字上前田977番1まで			
	旧	4.7～18.9メートル	221.0メートル

◎新潟県告示第284号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年 3月17日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 路線名 県道 上町屋釜沢糸魚川線
- 2 供用開始の区間
糸魚川市大字上野字十二沢1088番4から同市大字上野字上前田977番1まで
- 3 供用開始の期日 平成29年 3月17日

◎新潟県告示第285号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年 3月17日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 妙照寺佐和田線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
佐渡市二宮字加賀次郎803番1から	新	12.6～15.2メートル	300.5メートル

同市石田字稲葉897番1まで	旧	6.7～14.4メートル	301.0メートル
----------------	---	--------------	-----------

◎新潟県告示第286号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年3月17日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 路線名 県道 妙照寺佐和田線
- 2 供用開始の区間
佐渡市二宮字加賀次郎803番1から同市石田字稲葉897番1まで
- 3 供用開始の期日 平成29年3月17日

◎新潟県告示第287号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成29年3月17日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 変更に係る都市計画の種類
魚沼都市計画用途地域（魚沼市決定）
- 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第288号

新潟県営住宅条例（昭和35年新潟県条例第6号）第15条第2項の規定により、公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第2条第1項第4号に規定する数値（平成25年3月新潟県告示第372号）を次のとおり改め、平成29年4月1日から実施する。

平成29年3月17日

新潟県知事 米山 隆一

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）に対応する次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正前表」という。）が存在する場合には当該改正前表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正前表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改正後			改正前		
住宅名	棟	利便性係数	住宅名	棟	利便性係数
(略)			(略)		
新座	1号棟	1.0000	新座	1号棟	0.9880
(略)			(略)		
横町	1号棟	0.9864	横町	1号棟	0.9864
		1.0000			2号棟
	0.9864	0.9864			
	2号棟	1.0000			
(略)			(略)		

◎新潟県告示第289号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成29年3月17日

新潟県三条地域振興局長

- 1 指定道路の種類
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日
平成29年3月6日
- 3 指定道路の位置等

位 置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
燕市桜町字永場83番1の内、84番1の内、字茨島869番1の内	5.50	33.21

公 告

争議行為を行う旨の通知について (公告)

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項の規定により、新潟地域一般労働組合執行委員長鯉名一男から次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成29年3月17日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 要求事項
勤務体制改善、勤務発令不備の是正と要員確保、非正規職の正規化、労働条件改悪阻止、その他の諸要求
- 2 期 間
平成29年3月23日午後1時から
- 3 場 所
胎内市東本町23-8
中条郵便局
- 4 概 要
組合員によるストライキ

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第6号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、新潟県選挙管理委員会から、次のとおり指定した旨の報告があった。

平成29年3月17日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

指定した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積 (㎡)	指定年月日
内野まちづくりセンター	新潟市西区内野町413番地	和室1及び2	47.25	平成29年3月2日
		研修室1	54.30	
		研修室2及び3	99.52	
		研修室4	29.98	
		研修室5	27.74	
		ホール	242.27	

公安委員会規則

新潟県公安委員会規則第5号

新潟県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年 3月17日

新潟県公安委員会

委員長 阿 部 隆

新潟県警察組織規則の一部を改正する規則

新潟県警察組織規則（平成13年新潟県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項等」という。）に対応する同表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項等」という。）が存在する場合には当該移動項等を当該移動後項等とし、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には当該移動後項等（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに追加項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(刑事総務課)</p> <p>第19条 刑事総務課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成11年法律第137号）の施行に関すること。</u></p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p><u>(9)</u> (略)</p> <p><u>(10)</u> (略)</p> <p><u>(11)</u> (略)</p> <p><u>(12)</u> (略)</p> <p>(組織犯罪対策第一課)</p> <p>第23条 組織犯罪対策第一課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号）の施行に関すること。</p> <p>(4)～(10) (略)</p> <p>(分駐隊等)</p> <p>第40条 留置管理課、子供女性安全対策課、<u>捜査第二課</u>、機動捜査隊、運転免許センター、交通機動隊及び高速道路交通警察隊に、分駐隊、支所又は方面隊を置く。</p> <p>2 (略)</p> <p>(組織犯罪対策本部長)</p> <p>第43条 <u>刑事部に、組織犯罪対策本部長を置く。</u></p> <p><u>2 組織犯罪対策本部長には、警視正又は警視の階級にある警察官を充てる。</u></p>	<p>(刑事総務課)</p> <p>第19条 刑事総務課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p><u>(9)</u> (略)</p> <p><u>(10)</u> (略)</p> <p><u>(11)</u> (略)</p> <p>(組織犯罪対策第一課)</p> <p>第23条 組織犯罪対策第一課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号）<u>及び犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成11年法律第137号）</u>の施行に関すること。</p> <p>(4)～(10) (略)</p> <p>(分駐隊等)</p> <p>第40条 留置管理課、子供女性安全対策課、機動捜査隊、運転免許センター、交通機動隊及び高速道路交通警察隊に、分駐隊、支所又は方面隊を置く。</p> <p>2 (略)</p> <p>第43条 <u>削除</u></p>

3 組織犯罪対策本部長は、上司の命を受け、刑事部の所掌に属する事務のうち組織犯罪対策第一課及び組織犯罪対策第二課の重要事項に係る事務を総括整理する。

別表第1 (第39条関係)

課名	名称	分掌事務
(略)		
警務課	(略)	
	東区警察署(仮称)準備室	東区警察署(仮称)新設準備及び胎内警察署と新発田警察署の統合に関する事務
(略)		
少年課	(略)	
サイバー犯罪対策課	サイバーセキュリティ戦略室	第14条の2第1号及び第3号から第5号までに掲げる事務
地域課	地域指導室	第15条第1号に掲げる事務のうち地域警察の運営に関する指導及び地域警察官に対する指導(職質指導警ら隊の分掌に属する事務を除く。)に関する事務
	職質指導警ら隊	第15条第1号に掲げる事務のうち地域警察官に対する職務質問の指導に関する事務
	(略)	
刑事総務課	犯罪捜査支援室	第19条第8号から第11号までに掲げる事務
(略)		
鑑識課	(略)	
交通企画課	交通事故抑止対策室	第28条第3号、第6号及び第7号に掲げる事務
(略)		

別表第2 (第40条関係)

所属名	名称	位置
(略)		
子供女性安全対策課	(略)	
捜査第二課	長岡支所	長岡市
(略)		

別表第1 (第39条関係)

課名	名称	分掌事務
(略)		
警務課	(略)	
	東区警察署(仮称)準備室	東区警察署(仮称)新設準備に関する事務
(略)		
少年課	(略)	
地域課	地域指導室	第15条第1号に掲げる事務のうち地域警察の運営に関する指導及び地域警察官に対する指導に関する事務
	(略)	
	(略)	
刑事総務課	犯罪捜査支援室	第19条第7号から第10号までに掲げる事務
(略)		
鑑識課	(略)	
(略)		

別表第2 (第40条関係)

所属名	名称	位置
(略)		
子供女性安全対策課	(略)	
(略)		

別表第3 (第48条関係)

課 名	職 名	職 務
(略)		
監察官室	(略)	
	訟務官	第8条第4号及び第5号に掲げる事務
(略)		
サイバー犯罪対策課	サイバーセキュリティ戦略室長	サイバーセキュリティ戦略室に関する事務
	サイバー犯罪対策管理官	(略)
地域課	(略)	
	地域指導室長	(略)
	職質指導警ら隊長	職質指導警ら隊に関する事務
(略)		
刑事総務課	(略)	
	取調べ指導官	第19条第6号及び第7号に掲げる事務
	(略)	
(略)		
科学捜査研究所	(略)	
	物理鑑定官	(略)
	文書鑑定官	科学捜査についての研究及び実験並びにこれらを活用する鑑定等の事務
(略)		
交通企画課	(略)	
	交通指導官	(略)
	交通事故抑止対策室長	交通事故抑止対策室に関する事務
(略)		
(略)		

別表第3 (第48条関係)

課 名	職 名	職 務
(略)		
監察官室	(略)	
	訟務官	第8条第4号に掲げる事務
(略)		
サイバー犯罪対策課	サイバー犯罪対策管理官	(略)
	(略)	
地域課	(略)	
	地域指導室長	(略)
	(略)	
(略)		
刑事総務課	(略)	
	取調べ指導官	第19条第6号に掲げる事務
	(略)	
(略)		
科学捜査研究所	(略)	
	物理鑑定官	(略)
	(略)	
(略)		
交通企画課	(略)	
	交通指導官	(略)
	(略)	
(略)		

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。